財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果(令和2年12月14日付け公表)に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年1月26日

山形市監査委員 玉 田 芳 和

同 村山秀幸

同 渡辺 元

同 中野信吾

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況(通知)

令和2年12月14日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

					記				
団体名及び 所管部課名	監	查	Ø	結	果	措	置	状	況
一般社団法 人山形市観 光協会	る事項	とおり があった	こので、						
商工観光部観光部	て手お給い額補がなたを助	講じられたい。 1 山形市観光協会補助金におり金におりの支給を出り、総の支給を見るのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般					当たを体しおえのちを徹間た、、精気にのでは、多適算になる。のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	よっている とととも とを行う。 給した分り 額に修正	か 等 た 、 指 ま う ま う ま う ま れ い れ い れ い し 、 れ い れ い れ い れ い れ い れ い れ い れ い れ い れ